

## N o 2 専門医等養成支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>令和<u>5</u>年度専門医等養成支援事業費補助金交付要綱</p>	<p>令和<u>4</u>年度専門医等養成支援事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成のため、令和<u>5</u>年3月31日現在で、原則として経験年数が15年以下の若手医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域及びサブスペシャルティ領域(別表1)の専門医等の資格を取得することを支援するために、一般社団法人日本専門医機構や学会認定の研修病院の指導医等が、若手医師に必要な研修環境を整備すること(以下「補助対象事業」という。)に対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専門医の資格取得を目指す医師(臨床研修医を除く。)を指導している者</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に係る書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>5</u>年4月1日から令和<u>6</u>年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和<u>6</u>年3月31日の範囲内とする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成のため、令和<u>4</u>年3月31日現在で、原則として経験年数が15年以下の若手医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域およびサブスペシャルティ領域(別表1)の専門医等の資格を取得することを支援するために、一般社団法人日本専門医機構や学会認定の研修病院の指導医等が、若手医師に必要な研修環境を整備すること(以下「補助対象事業」という。)に対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専門医の資格取得を目指す医師(初期臨床研修医を除く。)を指導している者</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に係る書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>4</u>年4月1日から令和<u>5</u>年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和<u>5</u>年3月31日の範囲内とする。</p>

新	旧
<p>(補助事業者の決定)</p> <p>第6条 補助事業者の選考は、一般社団法人高知医療再生機構の組織に関する<u>規則</u>（平成22年3月29日機構規則第3号）第<u>6</u>条に定める助成評価委員会が行い、理事長がこれを決定する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(概算払等)</p> <p>第8条 理事長は、補助事業者から求めがあり、かつ、補助の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 補助事業者は、概算払の請求を行わなかった場合又は概算払を受けたがその額が決定通知書（第2号様式）に記載された補助決定額を下回っている場合は、第10条第1項に定める実績報告書の提出と併せて、補助金請求書（第5号様式）を提出しなければならない。なお、第10条第1項で定める期間内に補助金請求書（第5号様式）の提出を行わない<u>場合は</u>、理事長は第1項に基づき既に行った概算払を除いて補助金の交付を行わない。</p> <p>第9～12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>5</u>年 月 日から施行する。</p> <p>2 令和<u>5</u>年度補助額は、令和<u>5</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、<u>補助(予定)額</u>の2分の1を上限とする。</p>	<p>(補助事業者の決定)</p> <p>第6条 補助事業者の選考は、一般社団法人高知医療再生機構の組織に関する<u>規程</u>（平成22年3月29日機構規則第3号）第<u>5</u>条に定める助成評価委員会が行い、理事長がこれを決定する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(概算払等)</p> <p>第8条 理事長は、補助事業者から求めがあり、かつ、補助の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 補助事業者は、概算払の請求を行わなかった場合又は概算払を受けたがその額が決定通知書（第2号様式）に記載された補助決定額を下回っている場合は、第10条第1項に定める実績報告書の提出と併せて、補助金請求書（第5号様式）を提出しなければならない。なお、第10条第1項で定める期間内に補助金請求書（第5号様式）の提出を行わない<u>場合</u>、理事長は第1項に基づき既に行った概算払を除いて補助金の交付を行わない。</p> <p>第9～12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>4</u>年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和<u>4</u>年度補助額は、令和<u>4</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、<u>補助額(予定)</u>の2分の1を上限とする。</p>

新			旧			
(別表1)			(別表1)			
基本領域	サブスペシャリティ領域		基本領域	サブスペシャリティ領域		
<b>【基本領域】</b> 内科 小児科 皮膚科 精神科 外科 整形外科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 泌尿器科 脳神経外科 放射線科 麻酔科 病理 臨床検査 救急科 形成外科 <u>リハビリテーション科</u> 総合診療 <b>【歯科】</b> 口腔外科	<u>消化器内科</u> <u>循環器内科</u> <u>呼吸器内科</u> <u>血液内科</u> <u>内分泌代謝・糖尿病内科</u> <u>脳神経内科</u> <u>腎臓内科</u> <u>膠原病・リウマチ内科</u> 消化器外科 呼吸器外科 心臓血管外科 小児外科 乳腺外科 放射線診断 放射線治療 アレルギー 感染症 <u>老年科</u> <u>腫瘍内科</u> 内分泌外科 <u>肝臓内科</u> 消化器内視鏡	小児循環器 小児神経科 小児血液・がん 周産期 婦人科腫瘍 生殖医療 頭頸部がん 手外科 脊椎脊髄外科 集中治療 がん薬物療法	<b>【基本領域】</b> 内科 小児科 皮膚科 精神科 外科 整形外科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 泌尿器科 脳神経外科 放射線科 麻酔科 病理 臨床検査 救急科 形成外科 <u>リハビリテーション科</u> 総合診療 <b>【歯科】</b> 口腔外科	<u>消化器病</u> <u>循環器</u> <u>呼吸器</u> <u>血液</u> <u>内分泌代謝科</u> <u>糖尿病</u> <u>腎臓</u> <u>肝臓</u> アレルギー 感染症 <u>老年病</u> <u>神経内科</u>	消化器外科 呼吸器外科 心臓血管外科 小児外科 <u>リウマチ</u> 小児循環器 小児神経科 小児血液・がん 周産期 婦人科腫瘍 生殖医療 頭頸部がん	放射線治療 放射線診断 手外科 脊椎脊髄外科 集中治療 乳腺外科 内分泌外科 消化器内視鏡 がん薬物療法
(別表2)			(別表2)			
補助対象経費		補助率	補助対象経費		補助率	
(1) 自主勉強会等開催経費（謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、会議費）		定額	(1) 自主勉強会等開催経費（謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、会議費）		定額	
(2) 学会等への参加経費（学会、学会主催		5,000 千円 ／人	(2) 学会等への参加経費（学会、学会主催		5,000 千円 ／人	

新			旧		
<p>の講演会、研修会等への参加負担金・旅費)</p> <p>(3) 研修支援費(書籍等購入費、文献閲覧費、英文校閲料、論文の掲載料・別刷りの印刷料、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料) 資格取得を目指すために必要とする手技練習用医療機器で購入価格(消費税込み価格)が30万円以内の機器購入にかかる費用</p> <p>(4) その他理事長が特に必要と認める経費</p> <p>(5) 指導者が若手医師の指導のために要する経費((1)～(4)に該当する経費の20%以内とする)</p> <p>(6) 事業の実施に必要な間接経費((1)～(5)に該当する金額の5%以内とする。)</p> <p>※(2)で計上できる海外出張旅費は、その学会等において発表者となる場合のみに限定する。</p> <p>※(3)の書籍購入費と(5)の書籍購入費の合計額は補助(予定)額の20%と40万円(補助対象者が1名の場合は30万円)の少ない方の額を上限とする。</p> <p>※(3)の手技練習用医療機器の購入は1申請につき1台限りを認める。</p> <p>※「公募事業に係るQ&amp;A」及び「補助対象経費・基準額」を確認すること。</p>			<p>の講演会、研修会等への参加負担金・旅費)</p> <p>(3) 研修支援費(書籍等購入費、文献閲覧費、英文校閲料、論文の掲載料・別刷りの印刷料、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料) 資格取得を目指すために必要とする手技練習用医療機器で購入価格(消費税込み価格)が30万円以内の機器購入にかかる費用</p> <p>(4) その他理事長が特に必要と認める経費</p> <p>(5) 指導者が若手医師の指導のために要する経費((1)～(4)に該当する経費の20%以内とする)</p> <p>(6) 事業の実施に必要な間接経費((1)～(5)に該当する金額の5%以内とする。)</p> <p>※(2)で計上できる海外出張旅費は、その学会等において発表者となる場合のみに限定する。</p> <p>※(3)の書籍購入費は補助額(予定)の20%と40万円(補助対象者が1名の場合は30万円)の少ない方の額を上限とする。</p> <p>※(3)の手技練習用医療機器の購入は1申請につき1台限りを認める。</p>		

新	旧
第1号様式 <u>年度の変更及び補助対象者一覧を追加</u> 第2号様式 <u>年度の変更及び決定時期等や書籍購入上限を追加</u> 第3号様式 <u>年度の変更</u> 第4号様式 <u>年度の変更</u> 第5号様式 <u>年度の変更</u> 第6号様式 <u>年度の変更及び補助対象者一覧及び資格取得状況等を追加</u>	第1号様式 第2号様式 第3号様式 第4号様式 第5号様式 第6号様式
(別紙1) <u>補助対象者一覧を新たに作成</u>	<u>(別紙1)</u>
(別紙2) <u>(別紙1) から (別紙2) へ変更</u> <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u> <u>補助対象者の項目を削除</u>	<u>(別紙2)</u>
(別紙3) (別紙2) から (別紙3) へ変更	<u>(別紙3)</u>
(別紙4) (別紙3) から (別紙4) へ変更	<u>(別紙4)</u>
(別紙5) <u>Wordの様式を廃止しエクセルのみに変更</u> <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u>	<u>(別紙5)</u>
(別紙6) <u>補助対象者一覧と資格取得状況を新たに作成</u>	<u>(別紙6)</u>
(別紙7) <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u> <u>様式中の以下項目を削除</u> <u>1 補助申請時に取得させることを計画した資格</u> <u>2 事業実施期間</u> <u>3 活動実績の概要 (2) 事業対象者</u> <u>4 活動の成果</u>	<u>(別紙7)</u>
(別紙8) <u>Wordの様式を廃止しエクセルのみに変更</u> <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u>	<u>(別紙8)</u>
(別紙9) 変更なし	(別紙9)
<u>※様式全体として、記載方法や注意点を追記しています。</u>	